



2014年2月21日 第97号
北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シイルム天神 1F

北九州労働者
 の健康問題連
 絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

今回で9回目となる「いの健全国センター」の「地方センター交流集会」が2月8、9日、岩手県盛岡市で開催されました。今回は、24地方組織34人と全国センター関係者7人の計41名が参加しました。地方センター確立



の到達点は、現在27都道府県と過半数を超えています。未確立の県においては、様々な困難を抱えながらも、医師や弁護士などの専門家と労働者・労働組合、組織では労連と民医連との連携を図りながら、ねばり強いたたかきと取り組みが行われています。

の到達点は、現在27都道府県と過半数を超えています。未確立の県においては、様々な困難を抱えながらも、医師や弁護士などの専門家と労働者・労働組合、組織では労連と民医連との連携を図りながら、ねばり強いたたかきと取り組みが行われています。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

第9回地方センター交流集会

集会1日目に、井上久副理事長による「安倍『雇用改革』とそのねらい～いの健運動の視点から」の報告を受けた後、「地域組織とブロックの役割を考える」と題して田村昭彦副理事長が、「九州セミナー」と「北九州労健連」の活動を紹介する形で講演されました。両者の活動は、全国的にも先駆的で牽引車的な役割を果たしており、その活動への共感が全国の仲間を受け止められていることを感じました。同時に、両活動に関わっている私にとっては、これらの運動に果敢に挑み苦勞された草創期から現在にいたる先輩への敬意と感謝の念とともに、その活動の継続の必要を改めて自覚させられるものでした。

集会では、5つの地方センター・ブロックから集会目的にそった活動報告が行われ、2日目にこれらをもとにした分散会討論が行われました。私が参加した分散会では、センタ

ーの確立に向けてと、地方センターの組織運営の課題、次世代育成が大きなテーマとして議論が行われました。組織運営の課題では、専門家との連携を図るという点では特に医師と弁護士を役員体制上もしっかりと位置づける、センター運営に労連と民医連が役割を果たすことが継続と発展の保障となるとして、改めてではあるもののその位置づけがクローズアップされました。また、次世代育成では、どの地方センターにおいても抱える第一義的課題となっていることから、取り組みが待ったなしであり「やれることからやる」の意

志一致が図られました。こうした中、北九州労

健連が取り組んだ「ROUAN塾」は高い評価を得ました。

二日間を通し、安倍政権による労働者への総攻撃がかけられている情勢下で、労働者の総反撃とともに、労働運動の活動の柱に「いの健運動」を大きく位置づけることの重要性、



そして、職場のたたかきと結びつけ「いの健運動」の社会的影響力を高めなければならないことを参加者皆が共有する集会となりました。集会を終え「またがんばらなくっちゃ！」の思いを胸に、車窓に広がる山々の雪景色を遠くに眺め帰路に就きました。

【副議長 日高琢二】

北九州環境団体連絡会 結成総会開催される

○加盟団体

- ・北九州いのちと自然を守る会
- ・北九州公害患者と家族の会
- ・きれいな空気を取りもどし、健康を守る会
- ・新日鉄住金アスベストを考える会八幡
- ・響灘を危険物ゴミ捨て場にするなの会
- ・門司の環境を考える会

1月25日(土)13時30分から、ケアハウスライフ戸畑(地域交流センター)にて、北九州環境団体連絡会結成総会が開催されました。

北九州市で活動している環境6団体が参加し、それぞれの団体の活動を交流し、連帯を図ることを目的とし結成されました。

●きれいな空気を取りもどし健康をまもる会

環境の問題で連絡会を作ってみんなで廻りの自分たちが人間が汚したり破壊したりしているものを、食い止めないといけないと思います。それぞれが小さな団体ですけど、みんなで力を合わせて北九州の環境を守るために頑張っていきたいと思います。

学習会「いまの若者たちについて考える」

— 北九州労健連ROUAN塾生有志企画 —

昨年の北九州労健連主催「ROUAN塾」は、大成功のうちに昨年末で第1期が終わりました。しかしながら今年度は、北九州労健連本来の学習会やフィールドワークを実施するために、ROUAN塾は、次年度に再度模索することになりました。

折角学んだ塾生としては、このまま次を待つのでは、塾の趣旨に反すると、「福建労」と「命と健康を守る会」の塾生が、職場がお互い戸畑ということもあり、集まって何かをしようということになりました。

その会の名称を「さざんか組」(花言葉：困難に打ち勝つ、ひたむきさ)と決め、毎月話し合いをしながら進めていくことにしました。会議の話し合いの中で、今の青年をどうとらえるのかということが話題になり、「先輩後輩の関係が希薄。若者は誘っても集まりに参加しない。そもそも仕事にもやる気が感じられない」という否定的な意見や、「いや、必要な話しをしていないからわかっていないだけじゃないか、一人ひとりちゃんと話しをしたのか」等々、いろんな意見が出ました。昨年もいろいろな学習会を企画しましたが、今一つ、若い人の参加が少なかったなど言う思いもあります。そこで、上記のような学習会を企画するに至った次第です。

たくさんの参加をお待ちしております。

また、一緒に会議に参加していただける方も募集中です。

日時 3月18日(火)18時30分～

場所 戸畑生涯学習センター 第2集会室(3F)会場予約「命と健康を守る会」

参加費 500円(資料代)

第一部「さざんか組」紹介

第二部 講演「いまの若者について考える」講師：三輪 俊和先生

「過労死・過労自死、職場の精神障害を予防しよう！ ～過労死防止基本法制定をめざして」

今年で3回目を迎える課題別セミナーは、2014年4月12～13日北九州市で開催されます。

長時間労働やパワハラなどが横行し、労働基準法などの労働者保護法を無視した「ブラック企業」が社会問題化し、厚生労働省も相談窓口を設置せざるを得なくなっています。パワハラ・セクハラが多くの職場で発生し、メンタル不調の要因となっています。さらに、経済特区で労働時間規制を廃止する「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入も検討されています。こうした労働環境のもと、過労死・過労自死は新たな局面を迎えています。

今回の課題別セミナーでは、過労死・過労自死を予防する観点から職場改善と認定を一体のものとして活動する飛躍点をしたいと思ひから以下のことを目的に開催します。

- ① 長時間労働・職場のパワハラの実態と社会政策的課題を学ぶ
- ② 過労死・過労自死の労災申請事例からの提言の共有化
- ③ 過労死予防基本法案や過労死企業公表などの運動を学ぶ
- ④ 職場のストレスチェックの活用法
- ⑤ さらにILOやEUの労働時間規制などを学び、国際的規制ルールを共有化する

参加規模は150名で参加費は1,000円（資料代として）です。講師陣は過労死・過労自死問題に取り組んでいる様々な分野のスペシャリストの方々です。多くの学びがあると思います。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

タイムスケジュール

4月12日（土）13時～18時 会場；ホテルアルモニーサンク

講演1 「過労死防止基本法制定の意義と到達点、過労死企業名公表訴訟の意義」

全国過労死を考える家族の会 会長 寺西笑子さん

講演2 「九州における過労死・過労自死事例を通しての提言」

福岡第一法律事務所 弁護士 梶原恒夫先生

シンポ「過労死・過労自死を防ぐ職場の取り組み」（予定 検討中）

懇親会（同会場）5,000円

4月13日（日）9時30分～13時 会場；男女共同参画センタームーブ・大セミナー

講演3 『『ストレスチェック』で職場のメンタルヘルスは向上するか』

城北病院 精神科医師 松浦健伸先生

講演4 「過労死・過労自死と日本人の働かされ方」

甲南大学名誉教授 熊沢誠先生

参加申し込み締め切り 1次（3/7）、2次（3/31）、最終（4/7） 但し、定員になり次第終了

問い合わせ 九州セミナー本部事務局（九州社医研内）青木まで

TEL093-871-0449 FAX093-872-3695 メール seminar@k-shaikken.jp

2月7日、第20回九州建設アスベスト訴訟 期日（裁判）が行われました。

前回の第19回期日に行った「お出迎え宣伝」を今回も実施。裁判官が裁判所に出勤する前の8時半前に福岡地方裁判所の玄関前に訴訟団が整列し、公正判決をお願いするチラシとティッシュを配布しました。裁判傍聴が始まるまでの間、街頭での宣伝行動を予定していましたが、雨脚が強まったため急遽取り止めとなりました。



裁判では、井手光世遺族原告、金柿洋右原告、平山澄子遺族原告がそれぞれ意見陳述を行いました。

井手原告は、突然、中皮腫の宣告を受けたご主人のことについて陳述し、「まだまだ一人で子どもを育てていかなければならず、これからの生活のことを思うと不安でたまらない気持ちになる」と述べ、「アスベストの危険性を知りながら、何も対策をしてこなかった国や企業には、きちんと責任を認めて補償し、二度と同じように苦しむ人が出ないように対策をしてほしい」と訴えかけました。

金柿原告は、配管工事や大工工事を行う上での、石綿粉塵飛散状況を現場での実際の作業状況と絡めて詳しく述べ、アスベスト暴露による肺機能の低下で、外出することもままならない状況を語り、「なりたくてなった病気ではない。被告らは私たちにアスベストを使わせたんだから治る薬ぐらい作れ。できないならきちんと補償をしろ」と国とメーカーに責任をとるよう促しました。

平山原告は、辛く苦しい闘病の末、命まで奪われることになったご主人に対する思いを、被告や裁判官に知ってもらおうべく陳述し、保温工として長年、石綿を扱う仕事の従事してきたこと、発病後の看病、そして看取までの家族の思いを話され、平山さんの元同僚の中に肺の病気で亡くなった人もいて、「中にはアスベストが原因であるにも関わらずそのことを知らない人もいる。もう少し早く規制していればこんなに多くの被害を出さずに済んだのに。国と企業にはきちんと責任をとってほしい」と訴えかけました。

意見陳述のあとに代理人の各弁護士より、中皮腫という病気の恐ろしさと遺族原告が裁判を起こした経緯、東京地裁判決・大阪泉南アスベスト第2陣高裁判決を踏まえた、アスベスト規制についての国の責任、被告企業に対する共同不法行為責任について陳述が行われました。



その後、福岡市「あいれふ」（婦人会館）で報告集会が行われ、裁判内容報告のあと、弁護士が会場からの質問などに答えました。

九州建設アスベスト訴訟は、3月19日の期日で結審を迎えます。当日は結審集会も予定しています。引き続き多くのご支援をよろしくお願ひします。

（福建労・佐藤県教宣副部長記）